

慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は会員（正会員及び特別会員）の冠婚葬祭、その他慶弔見舞に関する事項を規定する。

(結婚祝金)

第2条 正会員が結婚したときは下記の祝金を贈与する（ただし支給は在籍期間中1回の結婚に限る）。なお、正会員同士が結婚した場合は双方に支給する。

本人のみ 10,000円

(香典)

第3条 正会員又はその配偶者、父母、子（生後2週間以内の子を除く）が死亡したときは下記の香典を贈与する。

イ. 本人の場合 20,000円

ロ. 本人の配偶者並びに父母又は養父母、子の死亡 10,000円

2. 特別会員が死亡したときは下記の香典を贈与する。

本人のみ 20,000円

(見舞金)

第4条 正会員の傷病災害のうち入院が2週間を超えるときは見舞金5,000円を贈与する。

(通知義務)

第5条 会員は本規程に該当する事項が発生したときは直接又は他の会員を通じ遅滞なく事務局に届け出るものとする。

該当事項の発生会員を了知した会員も又これに準ずるものとする。

(協議決定)

第6条 この規程の解釈に疑義を生じた場合又は定められていない事例が生じたとき（風水害、水災害）は、総務室長並びに総務委員長が協議決定の上、理事会に報告する。

(代替物品)

第7条 本規程の金額はこれに該当する物品をもって代える事ができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議による。